

受付番号

登録番号

事前教示に関する照会書

税関様式 C 第 1000 号

平成 年 月 日	照会者の 住所、氏名・印			輸入者符号	
殿	代理人の 住所、氏名・印			(担当者)	
				(電話番号)	
下記貨物の	関税率表適用上の所属区分 内国消費税等の適用区分及び税率	関税率 他法令	統計品目番号 について照会します	製造者 原産地	
商品名 銘柄・型番		単価		輸入予 定官署	
照会貨物	到着 未到着	参考資料(返却の要・否)	見本・写真・図画・加が・説明書・分析成績・その他()		
輸入契約の時期、輸入の予定時期、 数量及び金額並びに特別注文、投 資又は長期契約の予定の有無				照会貨物に係る事前教示 実績の有無及び類似貨物 に係る輸入実績の有無	
照会貨物の説明(製法、性状、成分割合、構造、機能、用途、包装等)及び関税率表適用上の所属区分等に関する意見					
公開の可否	可・否	非公開理由			
非公開期間	()ヶ月 無期限	他()	続	補足説明書	要求・提出、 枚

(注)裏面の注意事項を良くお読みください。

(規格 A4)

注 意 事 項

- 1．この照会書は、1部提出して下さい。「照会貨物の説明及び関税率表適用上の所属区分等に関する意見」欄が不足する場合には、事前教示に関する照会書（つづき）（適宜の様式（A4判））に記載のうえ、添付して下さい。
- 2．この照会書は記載した事項が不十分である場合、事実と相違することが明らかとなった場合又は架空の商品に係る照会その他事前教示の趣旨に反する照会の場合には、回答を受けられないこととなりますので、注意して下さい。
- 3．事前教示照会に対する回答として税関より発給される事前教示回答書（変更通知書兼用）は、関税分類の参考とするため回答後原則として公開し輸入者等の閲覧に供します。ただし、新規のアイデア商品等で、照会貨物の説明中に回答後一定期間非公開を必要とし、事前教示回答書（変更通知書兼用）中照会貨物の概要中に言及されたくない部分がある場合には、公開の可否の設定及び非公開期間の指定ができますので、事前教示照会書中の「公開の可・否」欄中「否」に をつけ、非公開理由欄にその理由を記載したうえ、「非公開期間」欄の（ ）ヶ月 無期限 他（ ）のいずれかに をつけ、具体的な非公開期間を指定して下さい。また、その際税関より、非公開期間設定の必要性について説明を求めることがあります。

（規格A4）